

「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2026年度）」
「容量確保契約約款」に関する意見募集
補足説明資料

2024年12月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。
ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 2025年度追加オークション募集要綱、容量確保契約約款にて主に反映される事項

1. 今回の意見募集対象文書

- 今回の意見募集対象文書は「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2026年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書		概要	公表状況	
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～28年度向け 公表済	
	容量市場追加オークション募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～25年度向け 公表済	
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2023～24年度応札 公表済	
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークション	参加登録・応札・容量確保契約書契約締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～28年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～27年度向け 公表済
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024～26年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済み
		実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）（変動電源（単独））（変動電源（アグリ））（発動指令電源）編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認手続き等について記載	2024年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載	
		容量拠出金対応編	・容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認、支払手続き等について記載	

1. 今回の意見募集対象文書

関連文書		概要	公表状況	
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加 オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	2024～25年度向け 公表済
	長期脱炭素 電源オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載 	2023～24年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載 	2023～24年度応札 公表済
		実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 	
		ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載 	
		実需給期間中 リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載 	意見募集実施予定
		容量拠出金対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの容量拠出金対応について記載 	
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 	公表済	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

- 今回の意見募集対象となる「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2026年度）」と「容量確保契約約款」の案では、以下内容の反映を行っています。
 - 2024年度に作成した「メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）」において反映された内容
 - 2025年度追加オークションより新規反映する事項
 - 表現を明確化する修正
- 意見募集期間は12月4日（水）～12月18日（水）とし、意見募集を踏まえて必要に応じ加筆修正を行ったうえで2025年2月に公表予定です。

■ 説明会、事業者が行う手続き、その他関連イベントも含めたスケジュールは以下を予定しています。

	2024年度							2025年度						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
② 関連文書 ・ 説明会	【募集要綱】 【業務マニュアル】 (参加登録・応札 ・契約締結編) 内容によってパブコメ 省略の可能性あり													
③ 参加登録	▲容量市場追加オークション募集要綱公表 2月5日 ▲業務マニュアル公表 2月5日 事業者向け説明会 1月末頃 事業者情報の登録 3月3日～3月7日 期待容量の登録 4月8日～4月25日 電源等情報の登録 3月3日～3月21日													
④ 需要(供給) 曲線 ・ 実施判断	需要(供給)曲線作成要領案▲ 需要(供給)曲線(イメージ案) 実施判断▲ 4月23日 需要(供給)曲線の公表▲ 4月23日 応札の受付 6月4日～6月16日 期待容量等算定諸元一覧の 登録受付 6月17日～6月23日													
⑤ 約定結果 ・ 契約書締結	約定結果の公表▲ 7月末頃 容量確保契約書締結の手続 8～9月頃 容量確保契約の結果公表 10月頃													
⑥ その他	実効性テスト(夏) 容量停止計画の調整 実効性テスト(冬) ▲供給計画に基づく 需要想定更新 ▲容量確保契約の変更または解約の確認期限日 1回目 ベースロード市場開催													

2. 2025年度追加オークションにて主に反映される事項

2024年度追加オークション（対象実需給年度:2025年度）からの変更点		反映箇所
24年度メインオークションで反映済	<p>① 非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札のリクワイアメントの関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> 非効率石炭火力は年間設備利用率を50%に抑制するリクワイアメントがある一方で、卸取引所等への市場入札を求めるリクワイアメントがあるため、関連する国の審議会の整理の方向性に沿って、平常時において市場応札量を減少できる場合を明示的に記載する。 	<p>【募集要綱】（第7章4-2） 非効率石炭火力については、年間の設備利用率を踏まえた「供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿う場合」に市場応札量を減少できることとする旨を追記</p>
25年度追加オークションより反映	<p>② 追加オークションの実施判断までに行われた市場退出ペナルティの取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加オークション（調達）開催後に、ある一定の条件で市場退出ペナルティを減免するルールがあるところ、オークションの結果、供給信頼度基準を満たさない場合は、当該減免を適用しないこととする措置について記載する。 本措置の適用は実需給2026年度以降を対象としつつも、本件に関する容量確保契約約款の改定までに市場退出を行った供給力については本措置を適用しないこととし、約款に附則を記載する。 	<p>【約款】（附則の追加） 市場退出時のペナルティは、調達オークションが未開催等の場合は返金されるが、供給信頼度基準が未達のエリアでは返金しないことを追記</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記反映の他、これまでに受けた問合せ等を踏まえ、よりわかりやすい表現となるよう一部表現を明確化する修正を実施。 （例1）供給指示対応時におけるリクワイアメント未達成量（約款第18条 1.(3)） （例2）稼働抑制のアセスメントの補正（約款第18条 1.(4)※3） 市場応札および供給指示のリクワイアメントにおけるペナルティレートは、同一の実需給年度となるメインオークションとの平仄をとることを踏まえ、従来どおり（Z=30）とする。 	

2. 2025年度追加オークションにて主に反映される事項

①非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札量について（1/2）

2024年度メインオークション（対象実需給年度:2028年度）における既に反映された内容の適用

■非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札量について

- ▶ 非効率石炭火力は年間設備利用率を50%に抑制するリクワイアメントがある一方で、卸取引所等への市場入札を求めるリクワイアメントがあるため、関連する国の審議会の整理の方向性に沿って、年間の設備利用率を踏まえた「供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿う場合」は、市場応札量を減少できる場合を明示的に記載する。

募集要綱・約款への反映内容

- 「第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に、非効率石炭火力電源について記載【募集要綱】

2. 2025年度追加オークションにて主に反映される事項

①非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札量について (2/2)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

【募集要綱】<変更前>

【募集要綱】<変更後>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

※出力抑制に伴う停止計画は除く。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合
- 2) 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）
- 3) 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
- 4) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合
- 5) その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合



4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※¹が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること※²

※¹: 出力抑制に伴う停止計画は除く。

※²: 揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
- 2) 事業者の責によらない燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）

3) 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）

- 4) 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
- 5) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
- 6) その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

第94回制度設計専門会合資料より
(2024/2/29)

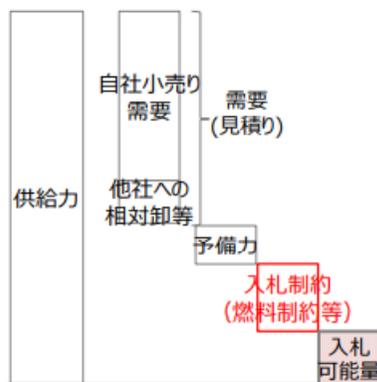
論点1：基本的な考え方

- 適取GLにおいて、「**余剰電力の全量**」とは、自社供給力から合理的な事情のある「入札制約」を控除したものとされており、合理的な燃料制約等が「入札制約」として想定されている。

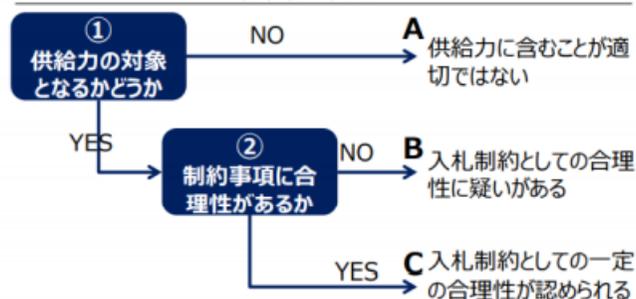
余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう。

- ここで、**非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントは、入札を制約する合理的な事情となり得るため、「入札制約」の一類型となり得るのではないか。**そのため、**年間設備利用率の制約の範囲内で余剰電力の全量の供出が求められると考えることが妥当ではないか。**
- なお、発電ユニットにとっては停止・出力抑制となることから、当該出力抑制の決定はインサイダー情報となるため、当該スポット市場の入札前にHJKSに登録すべきことになる。

(参考) 入札可能量の考え方



入札制約の検証フロー



第24回制度設計専門会合 資料4
(平成29年11月28日)より抜粋

判断基準(案)

- 発電設備の出力に関して、発送電設備に関する物理的又は技術的理由から、入札を困難とする事情が常時存在するため、入札可能量の算定上、そもそも、供給力たりえないか否か。
- (発送電設備に関する物理的又は技術的理由から、入札を困難とする事情が常時存在するわけではないが) 発電所の運用面その他の必要から、入札対象とすることを制約する合理的な事情があるか。

論点2：合理的な入札制約の範囲

- 先述のとおり、稼働抑制リクワイアメントの存在が合理的な入札制約となり得るとしても、当該リクワイアメントは年間を通じた利用率であるため、**個々の入札制約の合理性は、どのタイミングで入札制約を生じさせるかによって変わり得る**。例えば、需要が高く市場価格が高騰することが見込まれるタイミングで、年間利用率を理由として稼働を抑制し、入札制約を生じさせるような場合には、その合理性に疑念が生じ得る。
- この点については、事前に合理的な入札制約の範囲を一般論として示すことは困難であり、プライステイカーとして経済合理的な入札行動を取っていたか、必要に応じて、事後的にケースバイケースで判断することが基本と考えられる。
- もっとも、リクワイアメントが年間を通じた利用率であることに鑑みれば、年間の需要予測に基づき発電量計画に沿って運転管理を行うことは合理性が認められ得る。そのため、**稼働抑制リクワイアメントに基づく入札制約の合理性は、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿った電源運用であったかという点も考慮しつつ、プライステイカーとして合理的な入札行動であるか、という観点から判断することが適切ではないか**。
- 例えば、当初の年度計画に基づき、スポット市場価格が安定している低需要期に入札制約を生じさせることは合理的と評価し得るのではないか。一方で、計画上の必要が乏しいにもかかわらず、価格高騰が合理的に見込まれる高需要期に入札制約を生じさせる場合には、相場操縦の疑念が生じ得るのではないか。

第94回制度
設計専門会合
資料より
(2024/2/29)

2. 2025年度追加オークションにて主に反映される事項

②追加オークションの実施判断までに行われた市場退出ペナルティの取扱い（1/2）

2025年度追加オークション（対象実需給年度:2026年度）から反映する事項

- 追加オークションの実施判断までに行われた市場退出ペナルティの取扱い
 - 追加オークション（調達）開催後に、ある一定の条件で市場退出ペナルティを減免するルールがあるところ、オークションの結果、供給信頼度基準を満たさない場合は、当該減免を適用しないこととする措置について記載する。
 - 本措置の適用は実需給2026年度以降を対象としつつも、本件に関する容量確保契約約款の改定までに市場退出を行った供給力については本措置を適用しないこととし、約款に附則を記載する。
- また、本件の内容については約款の公表（2025年2月頃）後の市場退出案件より適用される。

募集要綱・約款への反映内容

- 市場退出時のペナルティは、調達オークションが開催されなかった場合や、調達オークションの価格がメインオークションの価格以下の場合に全額返金される。また、調達オークションの価格がメインオークションの価格の105%未満の場合には、一部返金されるが、供給信頼度基準が未達のエリアでは返金しないことを附則にて追記
【約款】

2. 2025年度追加オークションにて主に反映される事項

②追加オークションの実施判断までに行われた市場退出ペナルティの取扱い (2/2)

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則 (2025年〇月〇日)

【約款】 <変更前>

記載なし

【約款】 <変更後>

附則 (2025年〇月〇日)

第1条 適用対象

本附則は、本附則の施行日以降に市場退出した対象実需給年度が2026年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

第2条 市場退出時のペナルティ

第13条第2項に示す、市場退出時の経済的ペナルティが返金される場合について、以下に読み替えます。

2. 前項第1号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。

①各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

②各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

③各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格が、メインオークションの当該エリアの約定価格×105%未満となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額 - 市場退出した電源等の容量 × (調達オークションの当該エリアの約定価格 - メインオークションの当該エリアの約定価格)

ただし、調達オークションが開催され、供給信頼度基準が満たされなかったエリアでは、上記②③に該当する場合でも、経済的ペナルティの返金はありません。



第97回制度検討作業部会資料より
(2024/10/30)

供給信頼度未達時に市場退出ペナルティ減免を行わない措置の適用時期・方法

- 前回の制度検討作業部会において、**調達オークション^(*1)開催後に供給信頼度基準を満たしていないエリアでは市場退出ペナルティの減免を行わない措置**（以降、「本措置」という。）を行う方向性を提示し、既に容量確保契約を締結した事業者への配慮が必要という御意見をいただくと同時に、一定の御賛同もいただいた。具体的な適用時期については引き続き検討することとしていた。
- **現在のペナルティ減免の取扱い**では、約定処理の結果として供給信頼度基準未達であっても、事業者によっては市場退出により供給信頼度の低下に影響を与えつつ、応札価格を低くしてペナルティの減免を誘発するインセンティブが働く場合も考えられる。安易な市場退出を助長し、**供給力確保の動きを阻害する可能性**がある。
- また、現在のペナルティ減免の取扱いは、あくまでも偶発的に起こる供給力の充足や約定価格の低さがきっかけとなるもので、**事業者が得る利益について予見性を持つことは想定されていない**。
- 容量確保契約約款には制度趣旨の明確化等の理由により変更されることがある旨が規定されている。これらを踏まえ、**できるだけ早く本措置を適用することが適切**ではないか。
- 一方、既にオークションが開催された年度のうち、**実需給2025年度までは調達オークションの不開催や約定価格の低さにより、市場退出ペナルティの減免金額まで確定**している。また、実需給2026年度以降で**既に市場退出が行われた供給力**は、本措置の後に市場退出を撤回するといった**意思決定の変更ができない**。これらのケースについては、本措置を適用した場合における**容量提供事業者の不利益**であり、配慮することが望ましいのではないか。
- 本措置を速やかに行う観点、及び事業者の不利益を抑止する観点の双方を踏まえ、**本措置の適用は実需給2026年度以降を対象としつつ、今後最も早い時期に行う容量確保契約約款の改訂^(*2)までに市場退出を行った供給力については本措置を適用しないこと**としてはどうか。

*1：追加オークションは供給力を調達する「調達オークション」と供給力をリリースする「リリースオークション」に大別される。

*2：容量確保契約約款の改訂は、電力広域的運営推進機関による意見募集を経て行われる。

第97回制度検討作業部会資料より
(2024/10/30)

【参考】容量確保契約約款における市場退出ペナルティの取扱い検討箇所（前回資料から再掲）

容量確保契約約款(2024年7月)

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

- ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合

$$\text{経済的ペナルティ}^{*1} = \text{市場退出した電源等の容量} \times \text{契約単価}^{*2} \times 5\%$$

- ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

$$\text{経済的ペナルティ}^{*1} = \text{市場退出した電源等の容量} \times \text{契約単価}^{*2} \times 10\%$$

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を契約容量で除したもの

2. 前項第1号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。

- ① 各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合

$$\text{返金額} = \text{市場退出時の経済的ペナルティの全額}$$

- ② 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合

$$\text{返金額} = \text{市場退出時の経済的ペナルティの全額}$$

- ③ 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格が、メインオークションの当該エリアの約定価格×105%未満となった場合

$$\text{返金額} = \text{市場退出時の経済的ペナルティの全額} - \text{市場退出した電源等の容量}$$

$$\times (\text{調達オークションの当該エリアの約定価格}$$

$$- \text{メインオークションの当該エリアの約定価格})$$

追加オークション開催後に供給信頼度基準を満たさないエリアにおいては、不適用とする方向性で検討。

2. 2025年度追加オークションにて主に反映される事項

③その他 表現を明確化する修正 (1/2)

明確化のための修正例 1

供給指示対応時におけるリクワイアメント未達成量（約款第18条 1.(3)）

「供給指示に応じていない場合、リクワイアメント未達成量はゲートクローズ以降の余力の全量とする」との記載について、「リクワイアメント未達成量はアセスメント対象容量と発電量調整受電電力量*との差分となる」ことを明確化する。

*:発電計画以上に実績を出した事業者の対応を評価することが明確になる。

※明確化前に異なる解釈を行っていた事業者については運用において個別に丁寧に対応を行う。

明確化のための修正例 2

稼働抑制のアセスメントの補正（約款第18条 1.(4)※3）

「設備容量と契約容量が異なる場合」に補正することとなっているが、その取り扱いについて、「計量値（送電端）が契約容量を超えているコマについては、当該コマの計量値（送電端）を契約容量として補正する」ことを明確化。

③その他 表現を明確化する修正 (2/2)

募集要綱・約款での記載

【約款】 第18条 1.① (3), (4)

【約款】 <変更前>

第18条 実需給期間中のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(3) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無を確認します

なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が 50%を超えていないか確認します

$$\begin{aligned} \text{年間設備利用率}^{\ast 1} &= \{ \text{計量値 (送電端)}^{\ast 2, \ast 3, \ast 4} \\ &\quad - \text{需給ひっ迫時の計量値 (送電端)}^{\ast 2, \ast 3, \ast 4, \ast 5} \} \\ &\div (\text{契約容量}^{\ast 6} \times 8,760 \text{ 時間}^{\ast 7})^{\ast 8} \end{aligned}$$

※3：設備容量と契約容量が異なる場合は、契約容量に応じた補正により計量値 (送電端) 相当を算定します

【約款】 <変更後>

第18条 実需給期間中のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(3) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無状況を確認します。

なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量としますアセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

$$\begin{aligned} &\cdot \text{リクワイアメント未達成量}^{\ast 1} \\ &= \text{アセスメント対象容量}^{\ast 2} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とします

(例1)

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が 50%を超えていないか確認します

$$\begin{aligned} \text{年間設備利用率}^{\ast 1} &= \{ \text{計量値 (送電端)}^{\ast 2, \ast 3, \ast 4} \\ &\quad - \text{需給ひっ迫時の計量値 (送電端)}^{\ast 2, \ast 3, \ast 4, \ast 5} \} \\ &\div (\text{契約容量}^{\ast 6} \times 8,760 \text{ 時間}^{\ast 7})^{\ast 8} \end{aligned}$$

※3：設備容量と契約容量が異なる場合は、契約容量に応じた補正により計量値 (送電端) 相当を算定します計量値 (送電端) が契約容量を超えているコマについては、当該コマの計量値 (送電端) を契約容量として補正します

(例2)

